

平成 24 年度 住民税の主な改正点

扶養や障がい者の控除が変更

(1) 扶養控除額の見直し

- ・16 歳未満の年少扶養控除(33 万円)が廃止されました。
- ・16 歳以上 19 歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分(12 万円)が廃止され、扶養控除額 が 33 万円となりました。

(2) 同居特別障害者に対する加算措置の見直し

年少扶養控除等の改正に伴い、扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除または配偶者控除の額に 23 万円を加算する措置に代えて、特別障害者控除の額(30 万円)に、23 万円を加算する措置に改められました。

各種控除金額の比較

定箇所

| 区 分 | | | 控除額 | |
|------------|----------------------------|----------------------|-----------|-----------|
| | | | 改正前 | 改正後 |
| 配偶者控除 | 一般の控除対象配偶者 | | 330,000 円 | 330,000 円 |
| | | 同居特別障害者 | 560,000 円 | 330,000 円 |
| | 老人控除対象配偶者 (70 歳以上) | | 380,000 円 | 380,000 円 |
| | | 同居特別障害者 | 610,000 円 | 380,000 円 |
| 扶養控除 | 年少扶養親族(16 歳未 満) | | 330,000 円 | 廃止 |
| | | 同居特別障害者 | 560,000 円 | 廃止 |
| | 特定扶養親族のうち 16 歳以上 19 歳未満 | | 450,000 円 | 330,000 円 |
| | | 同居特別障害者 | 680,000 円 | 330,000 円 |
| | 特定扶養親族のうち 19 歳以上 23 歳未満 | | 450,000 円 | 450,000 円 |
| | | 同居特別障害者 | 680,000 円 | 450,000 円 |
| | 一般の扶養親族(23 歳 以上 70 歳未満) | | 330,000 円 | 330,000 円 |
| | | 同居特別障害者 | 560,000 円 | 330,000 円 |
| | 老人扶養親族(70 歳以 上) | 同居老親等以外 | 380,000 円 | 380,000 円 |
| | | 上記で同居特別障害者 | 610,000 円 | 380,000 円 |
| 同居老親等 | | 450,000 円 | 450,000 円 | |
| 上記で同居特別障害者 | | 680,000 円 | 450,000 円 | |
| 障害者控除 | 一般の障害者 | | 260,000 円 | 260,000 円 |
| | 特別障害者 | | 300,000 円 | 300,000 円 |
| | 同居特別障害者 | 配偶者または扶養控除額に 23 万円加算 | | 530,000 円 |

個人住民税 寄附金控除の改正

個人住民税の寄付金税額控除の適用下限額が、5,000 円から 2,000 円に変更になりました。平成 23 年 1 月 1 日以降に行う寄附金が対象となります。

【寄附金税額控除額の計算方法】

「基本控除額」

$(\text{寄附金}[\text{※1}] - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = \text{基本控除額}$

※1 総所得金額等の 30%が限度

「特例控除額」(ふるさと寄附金にのみ適用され、基本控除額に加算されます)

$(\text{寄附金} - 2,000 \text{ 円}) \times (90\% - 0 \sim 40\%[\text{寄附者に適用される所得税の限界税率}]) = \text{特例控除額}$

[※2]

※2 市・県民税の所得割額の 1 割が限度

上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率が延長

上場株式等の配当・譲渡益に対する 3% (市・県民税 1.8%、都道府県税 1.2%) の軽減税率が 2 年間延長されることになりました。

【延長期間】 平成 24 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日 (平成 26 年度の市・県民税まで)